



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年8月3日

令和5年11月1日、令和6年4月10日、令和6年4月16日、令和6年5月1日、令和6年11月8日、令和6年12月9日、令和7年1月15日、令和7年3月1日及び令和7年6月13日にお知らせした以下の中四国ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討され、「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表されましたので、お知らせします。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	尿素呼気試験は、ボノプラザン服用中又は終了後 2 週間以内の算定は原則として認められない。	H.pylori 検査(特に尿素呼気試験)を行う際は、PPI 非服用時或いは服用中止 2 週間以降に施行する必要がある。この条件を満たさない場合、尿素呼気試験は原則認められない。	適用年月日 令和 6 年 8 月 1 日 令和7年8月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	慢性便秘症に対して、ルビプロストン(アミティーザカプセル)、リナクロチド(リンゼス錠)、エロビキシバット(グーフイス錠)、これら3つの薬剤はそれぞれ作用機序が異なるため、3剤のうち2剤の併用を原則認める。	3種の便秘治療薬のうち、エロビキシバットは「胆汁酸トランスポータ阻害薬」に、ルビプロストンとリナクロチドは「粘膜上皮機能変容薬」に分類されている。 ルビプロストンとリナクロチドにおいては、作用機序として、最終的には「腸管内に Cl イオンを分泌させることにより腸管内への水分分泌を促進させて排便を促進させる」ものの、Cl イオン分泌までの作用機序が異なること、またリナクロチドは消化管粘膜下の内臓感覚神経を抑制して内臓感覚過敏を改善させる作用を持つことから、作用機序が異なっている。 従ってこれら3つの薬剤は、作用機序が異なるため、3剤のうち2剤の併用は原則認められると判断した。	適用年月日 令和 7 年 5 月 1 日 令和8年1月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

3	股関節又は膝関節に対して、K082 人工関節置換術「1 肩、股、膝」施行時におけるアルスロマチック関節手術用灌流液の算定は、原則として認められる。	アルスロマチック関節手術用灌流液の「効能・効果」は、「関節鏡視下検査・手術時または関節切開による手術時の関節腔の拡張及び灌流・洗浄」である。関節軟骨細胞滑膜細胞の保護を目的とした薬剤であることも鑑み、関節腔の拡張及び灌流に伴う洗浄に使用するものであるため、股関節又は膝関節に対する人工関節置換術「1 肩、股、膝」施行時の使用は、原則として認められる。	適用年月日 令和 6 年 2 月 1 日 令和7年9月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
4	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(特(2))の機能区分の定義「尿道狭窄用」については、尿道狭窄をきたす傷病名がない場合又は尿道狭窄をきたしている病態が把握できる症状詳記が無い場合、原則として認められない。	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(特(2))は、尿道狭窄及び前立腺肥大症の場合であって 24 時間以上体内留置した場合に算定できる保険医療材料(小児、神経因性膀胱での使用及びトリプルルーメンを除く)であり、手術時の単なる尿路確保での算定は、原則として認められない。	適用年月日 令和 6 年 2 月 1 日 令和7年9月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
5	腰部脊柱管狭窄症に対して症状詳記のない K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6 椎弓形成」の算定について	腰部脊柱管狭窄症に対する基本的術式は、椎弓切除術であるが、症状詳記等から形成術の必要性及び除圧後に脊柱後方要素の再建等の術式が確認された場合に限り、K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術「6 椎弓形成」の算定が原則、認められる。	適用年月日 令和 6 年 7 月 1 日 令和7年8月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
6	「足部捻挫」に対して、J001-2 絆創膏固定術の算定は、原則として認められない。	留意事項通知において、絆創膏固定術は、足関節捻挫又は膝関節靱帯損傷に絆創膏固定術を行った場合に算定することと定められている。足と足関節は部位が異なるものであることから、「足部捻挫」に対する絆創膏固定術は、原則として認められない。	適用年月日 令和 6 年 7 月 1 日 令和7年6月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
7	「変形性腰椎症」に対して、ロコアテープの算定は、原則として認める。	加齢や重労働あるいは激しいスポーツなどが原因となって、椎体の変形、骨棘形成、椎間板変性、そして椎間関節の変形性関節症を来したものを変形性脊椎症という。そのうち腰椎に起こったものが変形性腰椎症である。したがって、変形性腰椎症では多かれ少なかれ椎間関節の変形性関節症を伴うものであり、変形性関節症と同等の疾患としてロコアテープの算定は原則、認められる。	適用年月日 令和 7 年 6 月 1 日 令和8年1月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

8	「腰部脊柱管狭窄症」に対する K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む)における「5 椎弓切除」の算定は椎弓数とする。	告示・通知の点数設定において、固定術又は椎間板手術の場合は、「椎間」と規定されており、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓切除は「椎弓」と規定されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。	適用年月日 令和 7 年 9 月 1 日 令和8年4月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
9	「腰部脊柱管狭窄症」に対する K142 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む)における「6 椎弓形成」の算定は椎弓数とする。	告示・通知の点数設定において、固定術又は椎間板手術の場合は、「椎間」と規定されており、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓形成は「椎弓」と規定されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。	適用年月日 令和 7 年 9 月 1 日 令和8年4月30日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
10	ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬(ライトゲン配合シロップ等(後発品含む))の 12 歳未満の小児への投与は、原則、認められない。 ただし、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。	ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬(ライトゲン配合シロップ等(後発品含む))の算定については、添付文書に「12 歳未満の小児に投与しないこと。呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12 歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。」とあることから、原則、認められない。 ただし、審査に当たっては、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が当該患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。	適用年月日 令和7年2月1日 令和7年10月31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
11	「子宮体癌」の傷病名のみでの「腔洗浄」の算定は認められない。	子宮体癌には、出血等をきたしている症例も多く、J072 腔洗浄(熱性洗浄を含む。)は、医学的に必要であると考えが、その場合には、「子宮出血」等の傷病名が必要である。	適用年月日 令和7年3月1日 令和 7 年 12 月 26 日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

内科・歯科審査室 内科審査課(TEL:082-576-7780)

外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)

混合審査課(TEL:082-576-8229)